

わら

平成30年
4月1日発行

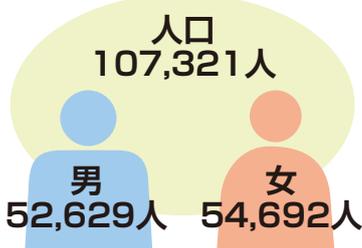
大和園では“家族交流会”を一緒に盛り上げて
いただける方(個人・グループ)を募集しています。



※大和園の桜と昨年の大和園家族交流会の様子

管内の人口と世帯数

(平成30年3月1日現在)



主な内容

平成29年第4回もとす広域連合議会臨時会開催	2
平成30年第1回もとす広域連合議会定例会開催	2
平成30年度 歳入歳出予算	3
第7期介護保険事業計画について	4
介護保険料について・介護保険サービスの利用料金について	5
療育医療施設<幼児療育センター・休日急患診療所>	6
老人福祉施設 大和園	7
地域包括支援センターだより	8

平成29年第4回 もとす広域連合議会臨時会開催

平成29年第4回もとす広域連合議会臨時会が、平成29年12月6日1日限りの会期で、本業市役所真正分庁舎内の議場において開催されました。

規約の変更1件、条例の一部改正1件、平成29年度補正予算3件の議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

議案第24号

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更
更(一)〇五〇

議案第25号

もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第26号

平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算(第3号)(一〇〇五〇)

議案第27号

平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)(一〇〇五〇)

議案第28号

平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第3号)(一〇〇五〇)

平成30年第1回 もとす広域連合議会定例会開催

平成30年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月9日から22日までの14日間の会期で、本業市役所真正分庁舎内の議場において開催されました。

条例の新規制定1件、一部改正8件、平成29年度補正予算3件、平成30年度当初予算3件、監査委員選任同意の議

案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

また、議長、副議長の選挙、議会運営委員会、各常任委員会委員の選任、委員長及び副委員長の互選等が行われました。

議長 大西徳三郎(本業市選出議員)
副議長 松野藤四郎(瑞穂市選出議員)
監査委員 村木 俊文(北方町選出議員)

議案第1号

もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第2号

もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第3号

もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第4号

もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第5号

もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第6号

もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第7号

もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(一〇〇五〇)

もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例(一〇〇五〇)

議案第10号

平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算(第4号)(一〇〇五〇)

議案第11号

平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)(一〇〇五〇)

議案第12号

平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第4号)(一〇〇五〇)

議案第13号

平成30年度もとす広域連合一般会計予算(一〇〇五〇)

議案第14号

平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計予算(一〇〇五〇)

議案第15号

平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算(一〇〇五〇)

議案第16号

もとす広域連合監査委員の選任(一〇〇五〇)

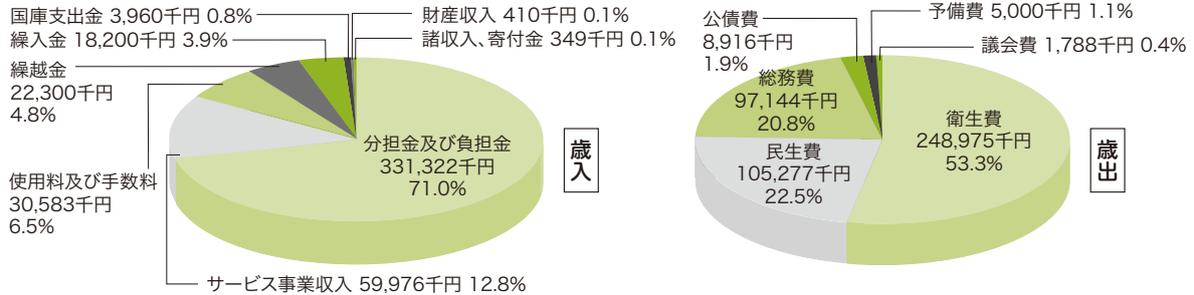


平成30年度 歳入歳出予算

もとす広域連合の平成30年度予算の概要をお知らせします。

予算総額 90億180万円 (伸率4.6%)

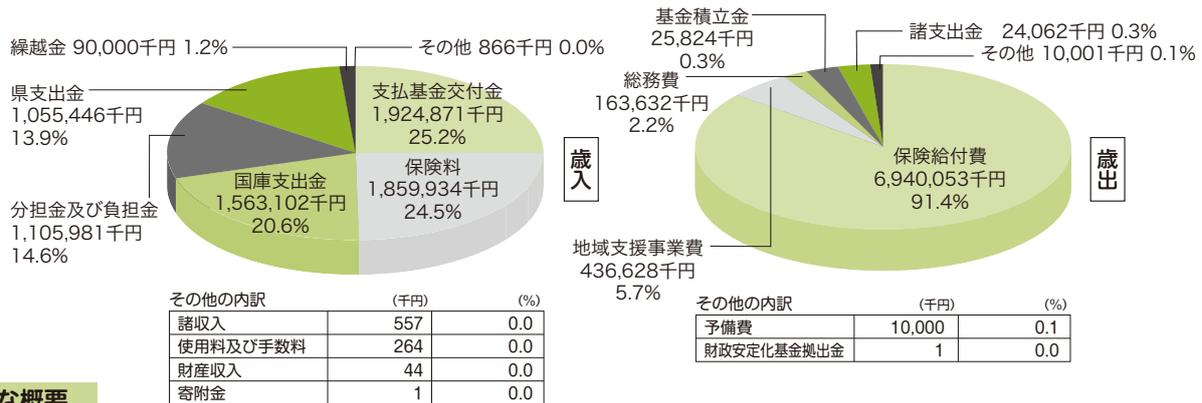
一般会計 4億6,710万円 (伸率1.7%)



主な概要

- 総務費の主な内容は、職員及び組織市町からの派遣職員の人件費をはじめ、公平委員会費、選挙管理委員会費、監査委員費等に係る経費です。
- 民生費では、幼児療育センターの養護訓練運営費に1億413万7千円を計上し、児童発達支援事業の充実と相談支援事業の強化を図ります。
- 衛生費では、休日急患診療所の運営費として2,024万7千円を計上し、休日における医療体制を維持します。また、衛生施設(し尿処理施設)の運営費として、2億2,872万8千円を計上しました。

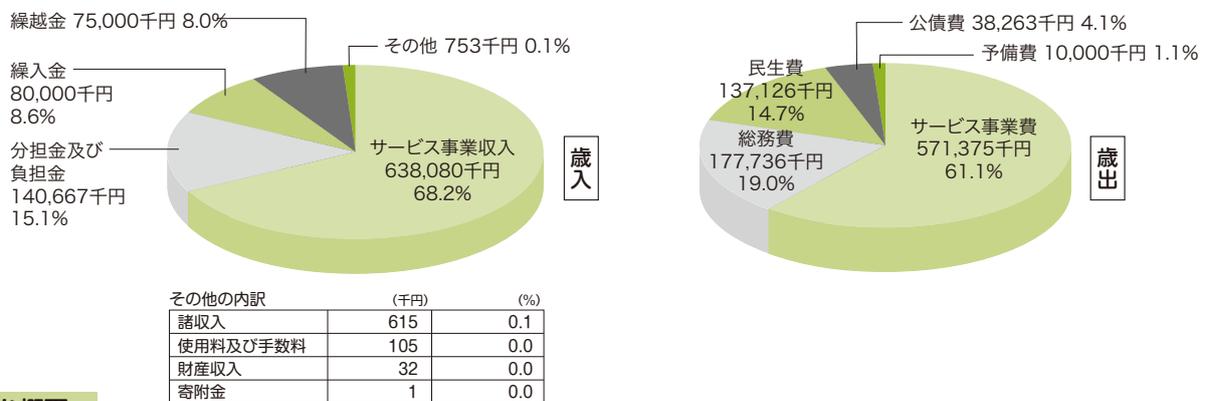
介護保険特別会計 76億20万円 (伸率5.3%)



主な概要

- 平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画を策定しました。平成30年度分からの介護保険料の基準月額額は6,020円となります。

老人福祉施設特別会計 9億3,450万円 (伸率0.6%)



主な概要

- 老人福祉施設大和園(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所)の運営及び高齢者福祉サービス提供のための経費を計上しました。
- 今後もよりよいサービスを地域住民の皆様に提供するため、サービスの質を落とすことなく人件費等の歳出を見直し、施設の健全経営に努めます。

第7期介護保険事業計画について

全国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成28年の高齢化率は27.3%となり4人に1人が高齢者という社会になりました。平成37年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、要介護者等が増加することが見込まれています。

こうしたなか、「できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会」を目指して、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するという中長期的目標のもと、平成30年度から平成32年度までの計画を策定しました。

～いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして～

第7期介護保険事業計画の基本目標と施策

基本目標1 地域包括ケア体制の充実

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ④介護保険サービスの地域間格差の解消
- ⑦介護予防ケアマネジメント体制の充実
- ②生活支援体制整備と地域づくり
- ⑤地域を基盤とするサービス体制の充実
- ⑧権利擁護の推進
- ③医療・介護の連携
- ⑥認知症ケアの充実

基本目標2 介護保険サービスと介護予防の充実

- ①介護保険サービスの充実
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

基本目標3 介護保険サービスを安心して利用できる環境づくり

- ①介護保険サービスの適切な利用への支援
- ③ケアマネジメントの質の向上
- ⑤介護人材の育成
- ②介護保険制度のわかりやすい周知
- ④相談体制の充実
- ⑥介護者への支援

基本目標4 介護保険の適正な運営

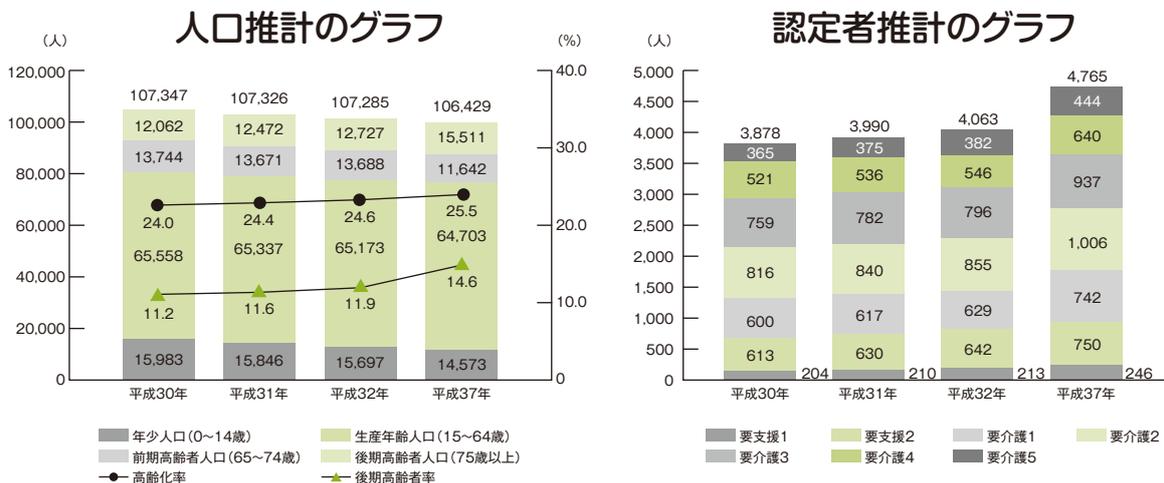
- ①要介護認定における精度の維持・確保
- ③ケアプランの適正化
- ⑤縦覧点検・医療情報との突合
- ②軽度者への福祉用具貸与の点検
- ④住宅改修の点検
- ⑥介護給付費通知の送付

基本目標5 事業者に対する指導・支援

- ①介護保険事業者に対する指導、運営支援
- ②実地指導、監査の実施
- ③苦情相談への支援

基本目標6 もとす広域連合、市町、地域包括支援センターの連携

- ①もとす広域連合、市町、地域包括支援センターの連携



平成30年度から65歳以上の方の介護保険料が改定されます。基準月額は、6,020円です。

もとす広域連合内の65歳以上の方の保険料は、管内（瑞穂市・本巣市・北方町）で必要となる介護サービス費の23%を管内にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額が基準となります。第7期介護保険事業計画期間となる平成30年度から平成32年度の介護保険料額は、基準月額6,020円（年額72,200円、100円未満切り捨て）です。

また、介護保険料は被保険者の所得や同じ世帯の方の住民税課税の有無に応じて、10段階に区分されます。平成30年度から3年間の保険料は下表のとおりです。

○65歳以上の方の介護保険料（平成30年度～平成32年度）

区 分			基準額に対する割合	保険料額（年 額）
本人が 住民税 非課税者	第1段階	・生活保護受給の方または、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税の方で、前年の公的年金等雑所得控除後の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45 (軽減前) 0.50	32,500円 (軽減前) 36,100円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の公的年金等雑所得控除後の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.65	46,900円
	第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の公的年金等雑所得控除後の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	54,100円
	第4段階	本人は住民税非課税の方で、世帯の中に住民税課税者が含まれており、前年の公的年金等雑所得控除後の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	65,000円
	第5段階	本人は住民税非課税の方で、世帯の中に住民税課税者が含まれており、前年の公的年金等雑所得控除後の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00 基準額	72,200円
本人が 住民税 課税者	第6段階	本人が住民税課税の方で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	83,000円
	第7段階	本人が住民税課税の方で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	90,300円
	第8段階	本人が住民税課税の方で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	108,300円
	第9段階	本人が住民税課税の方で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.75	126,400円
	第10段階	本人が住民税課税の方で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	1.85	133,600円

※第1段階の保険料について公費による軽減措置を行います。

※表中記載の合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

平成30年4月から 介護保険サービスの利用料金が変わります

平成30年4月から介護保険サービスの料金の基礎となる介護報酬が改定されました。この改定に伴い介護保険サービスの利用料金が変わります。

ただし、サービス利用の状況等により、利用者ごとの料金が異なるため、詳しくは担当のケアマネジャーか、利用している事業所にお尋ねください。

※介護報酬とは

介護サービス事業者や施設が利用者にサービスを提供した場合に、事業者を支払われる報酬。



療育医療施設へ幼児療育センター・休日急患診療所



今年度の文集「すたち」ができました。

1年生になる111名の子ども達、入学おめでとうございます。200名程の子ども達、進級おめでとうございませう。

この文集には、保護者の皆様、療育に通って思うことが記されています。その一部をご紹介しますいただきます。



年少の頃からお世話になってる療育センターですが、全てにとても意味があり、子どもがたくさん成長できる場所となりました。

わが子は、小さい頃からこだわりが強く、思いどおりに行かないと怒る。泣くを繰り返していました。

保育園に入ってから、皆が椅子に座る中、ままごと道具をひっくり返したり雨の中「外で遊ぶー」と飛びだしたりとかなり自由な子でした。そんな中、勧められて行くことになった療育も、初めは不安が強く椅子に座ってられないことがありましたが、毎週いろいろなことができる療育が大好きになり、「早く療育行きたい」と口癖のように言うようになりました。

療育に行くようになってからは、私の考え方やわが子への接し方が変わっていききました。初めてのことに不安が強くなるわが子に、事前に今日は何をするのか説明し、親としてできることをやることに

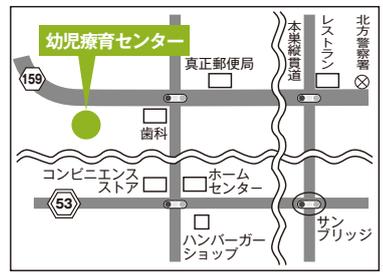
で、お互いにプラスになる時間だったように思います。これで終わるのが寂しいです。小学校になっても通級に通いながら、親子で不安や問題を乗り越えていこうと思います。

年中の4月から、療育センターにお世話になりました。衝動的な行動が目立ち、幼稚園で友達とトラブルになることが多かった息子。幼稚園の先生の勧めもあり、通所を考えるようになりました。

療育センターって何？行く必要があるの？子どもってこんなものじゃないの？…当時はいろいろな思いがありました。ただ、親として子どもの為に行うことと受けられることはやってあげたい…そう思い、療育センターに通い始めました。

制作や遊び、クッキング、様々な活動の中で、いろいろなことを経験し、楽しく学ぶことができました。

順番やルールを守ること、先生の話を最後までしっかりと聞くこと、お友だちに優しく接すること、自分の気持ちを怒らず伝えること…先生方には、一つひとつ細かな言動に対して大変丁寧に指導いただき、親として学ぶことがたくさんありました。自分のことを認めてほしい、褒めてほしいという思いの強い息子に対して、マイナスな面ばかりに目がいくてしまひ、叱ってばかりいる自分が気がつきました。



発達についてご心配なことはお気軽にご相談下さい。
〒501-0471 本巣市政田500番地1
TEL058-323-0584
FAX058-320-2287
もとす広域連合 療育医療施設
幼児療育センター

「笑顔に癒されます。どうかこの子が素敵な人生を過ごせるように願っています。」というたくさんのお母さんの思いを、私たちも応援したいと思えます。



療育センターを利用させていただき、親子共々いろいろなことを学ばせていただきました。4月から小学生となりますが、家族で支え合い、いつも笑顔で前向きに一緒に頑張っていきたいと思えます。



【診療時間のみ】
本巣郡北方町北方3219-25
☎058-323-0523



休日急患診療所のご案内
○診療科目／内科、小児科
○診療時間／午前9時～正午 午後1時～4時
○診療日／日曜日、祝日
1月2日・3日・8月15日
※当番医につきましては、もとす医師会ホームページ参照。
※受診時は医療保険証をご持参ください。
※薬は原則、当日分のみ処方となります。

老人福祉施設 大和園

本巣消防事務組合北消防署の方を講師に、
職員が“緊急時の救命処置の研修”を受講しました。

心臓マッサージや、AED（自動体外式除細動器）の操作方法等を学びました。



私たちの初期対応しだいで、生存率が変わって
くるとお聞きし、気が引き締まりました。

大和園は119番してから、4分程で救急車が到着
できるそうです。これは、救急車の平均到着時間
の約半分だそうです。大和園は恵まれた環境に
あることを実感しました。この研修を受けて、緊
急時にとるべき対応について、職員の意識を高
めることができました。



大和園では、これからも職員研修を定
期的に行ってスキルの向上を図り、ご
利用者の皆様に安心してサービス
を受けていただけるよう、職員一同努力
してまいります

職員募集

職種	仕事内容	必要資格	報酬・時給	休暇
① 介護嘱託員	夜勤含む 生活介護全般	介護職員初任者研修(ヘルパー2級) 以上の資格を有する方	月給178,600円 夜間勤務手当 ボーナス有	年間休日 152日程度 有給休暇有
② 介護職員 (パート)	生活介護全般 ※6:30~19:00の中で固定・変則勤務有	資格不問、短時間可	時給850円~1,125円	年間休日 120日程度 有給休暇有
③ 運転手 (パート)	デイサービスの送迎 ※朝夕合わせて4時間程度	普通自動車免許を有する方	時給1,000円	

詳細につきましては右記までご連絡下さい。

電話:0581-34-2555 担当:吉川

春が
まきました!

よい歩き方で生活習慣病を 予防しましょう

体を使わないでいると、筋力や骨が衰えて心臓や肺の機能も弱ってしまいます。運動機能を保つためには、ほどよく体を動かし続けることが大切です。ウォーキングは、簡単に始められる運動です。有酸素運動でもあり、心肺機能の向上やストレス発散、脳の活性化、生活習慣病の予防に効果的です。自立して健康に暮らせる期間、すなわち健康寿命をのばすために、春の陽気を楽しみながら“よい歩き方”で毎日どんどん外出しましょう。

歩き方の悪い例



歩き方の良い例



靴の選び方

重い靴は、足に負担がかかります。通気性が良くてムシにくく、重くない靴を選びましょう。



各市町の地域包括支援センターの連絡先

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(瑞穂市総合センター1階) 電話:058-327-4118 FAX:058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1(本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166 FAX:058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内) 電話:058-323-5540 FAX:058-323-2114